

答 申 第 3 6 号
平成29年 5月 9日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 酒 井 正 文

本人以外からの個人情報の収集について（答申）

平成29年2月6日付け管第97号で諮問のありました事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

本人以外からの個人情報の収集について

2 答申内容

「四街道市庁舎及び庁舎敷地への防犯カメラの設置等に関する要綱（以下「要綱」という。）」により実施される、来庁者及び職員の安全確保、犯罪抑止等を目的とした来庁者及び職員を映す防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集については、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号の規定ではなく、同条例第7条第1項の規定を適用することが妥当であると思料されます。

なお、要綱に規定をしている防犯カメラの設置及び画像等における個人情報保護措置の取扱いについては、適正かつ確実な運用を図り、かつ、万全なセキュリティ対策を講ずることを当審査会の意見として申し添えます。